



思っております。

○桜内文城君 ありがとうございます。大変重要な御答弁をされたと感じております。

やはり継続性の原則が言わば家庭裁判所における準則のように今現実としてなっていることから、実際に弁護士、これ日弁連そのものじゃないんですが、財団法人日弁連法務研究財団というところが出している本ですけれども、「子どもの福祉と共同親権」というタイトルの本なんです。その中に、実務家である弁護士にとって、親権をめぐる争いのある離婚事件で常識と言っている認識がある。それは、親権者の指定を受けようとするならば、まず子供を依頼者の下に確保するということがある、このようなくだりがあります。

ここから先は弁護士の仕事のやり方の問題になりますので、大臣、常々おっしゃっています弁護士自治というものもありますので、なかなか当委員会で議論して決着の付く話ではないんですけれども、とはいえ、問題視されている、報道等でされる事案というのは、いわゆる離婚ビジネスといましようか、このようにまずクライアントが親権を得たいという場合に、協議が調う前にまず事実上子供の監護権といいますが、実際に手元に置く。その場合、もう一方の配偶者、まだ離婚前でないので配偶者の意に反しておつたとしても問題視はされないんですけれども、これは諸外国では誘拐罪に当たる場合もあると聞きますけれども、日本の場合、その後協議離婚をして単独親権になった場合には、面会交流の約束があったとしても会わせてくれないということで、お父さんが、元裁判官の方だそうなんですけれども、無理やり会いに行つたところ誘拐罪で逮捕されてしまったと。

もちろん、何が真実か分からない、また家庭内のことで、なかなか法的な評価をするのは難しい事案だとも思うんですけれども、必ずしも子の連れ去り、子連れ別居ですとか、正当なといいますが、お互いの合意を得て一方に子供を預けるというようなことがなされてないのを利用していいですか、あるいは継続性の原則というものが

が事実上家庭裁判所の準則となっていることをうまく利用して離婚ビジネスをやる弁護士さん、実際、私のところにもハーグ条約の関係で陳情に来られました。そのとき知らなかったんですが、二度預り金を自分の弁護士報酬に充てたとかで懲戒処分を受けた方でもありました。

そういう意味で、やはり先ほど大臣がおっしゃいましたように、親権をどちらに決定するか、監護権をどちらに設定するのかという、あるいは変更の場合の考え方、これはもう家庭裁判所の判断ですので、我々立法府なりあるいは法務省という行政府がどう言うべきことではないんですけれども、やはり子の利益あるいは当事者の公平ということを考えるのであれば、何らかの継続性の原則に代わる準則、例えば今申しました面会交流を実施しない、履行しない親が親権を持つている場合には、この変更についてその事情を考慮するですとか、あるいは子供を返したくないという親がドメスティック・バイオレンス防止法に基づいて虚偽のDVの申立てをしたりするケースも間々あると伺います。こういった虚偽が明らかになった場合には、それも親権の変更において考慮すべき事項とするなど、やはり家庭裁判所の準則の話ですので、これは立法的な手当てが私は必要ではないかと考えておりますけれども、大臣の御所見、もう一度伺いたいと思います。

○国務大臣(江田五月君) この離婚に伴う子供の育て方などについての今の委員の御指摘、これはそのような弁護士活動に対する批判もあるということも承知をいたしております。

しかし、先に連れ出し確保した方が勝ちだよと、そういうようなアドバイスが法律の専門家によつてなされるのがどだけ問題をこじらせるかと、そうしたこともやっぱりそれぞれ考えていただきたいと、本當につくづくそう思います。実力行使よりもやっぱり話し合いで、話し合いの中に法律というものがちゃんと生きていく、そうした仲介をしていくのが法律専門職である弁護士の仕事であろうと思っておりますが、まあそれ以上言いますと

弁護士の仕事に介入するようになりますので、申し上げません。

しかし一方で、先ほど申し上げましたとおりの、親子の関係、千差万別、どれがいいとかないか言うことできないんで、むしろ、例えば継続性の原則なら継続性の原則、これをルールとして、指針として出すというふうなことになる、これは逆にやっぱり妥当でない結論についてい安易に流れしてしまうようなことも出てくるので、やっぱり私は、個別の事案に応じて個別に、家事審判官であり、あるいはその関係の皆さんが一生懸命に悩んで子の福祉、子の利益のために結論を出すように努力をすることが一番重要であつて、何らかの準則を、指針を出すといったことよりも、むしろそっちの方が大切だと思っております。

○桜内文城君 ありがとうございます。これは立法論の話ですので、準則を、法律の形なのか、あるいは政令なのかは別として、私自身の意見としては、お示ししないことにはなかなか家庭裁判所も判断付かないことが多いんじゃないかなというふうな考える次第でございます。

これに関連して、ハーグ条約についてもちょっとお聞きしたいと思っております。

今言いましたような、協議離婚が調う前、言わば合意が形成される前に子を連れ去るということ、これが国際間でも問題になって、それで、政府としても先H、ハーグ条約に向けての閣議了解がなされたという聞いております。

私は、このハーグ条約の考え方、国際間での子連れ別居といいますが、子の連れ去りを、連れ去り自体を禁ずるかとかそういう話じゃなくて、どっちに親権があるのかということをやった上で決めますよというところが原則だと思っておりますが、これ自体は、私は、あるべき国際慣行であり、尊重すべきものと考えております。

ここで伺いたいのが、実はまた、日弁連が意見書を二月十八日に出されております。大臣も御覧になっていると思うんですけれども、その

中で、「意見の趣旨」というところの(4)というところで、「ハーグ条約に遡及の適用がない旨の確認規定を担保法上定めることや」、これはそのとおりだと思っておりますが、「国内における子の連れ去り等や面会交流事件には適用されないことを担保法上明確化し、かつ周知すること」、確かに、これは国際間での子の連れ去りを対象とする条約ですので、国内法と同じように適用されるのはこれももう当たり前の話でありまして、ただ、これを明確化することというのはどういうことなのかと。条約で、国際間で認められているような法の準則ですよ。これを国内法には適用しない、これと何で日弁連が言うのかとすく不思議に思っております。これを、別途、日弁連委員会ニュースというのが昨年十月一日発行というのがありまして、これは十月号ということなんです。国内の子連れ別居事案への重大な影響がある、ハーグ条約に反対しますと、そういう趣旨のくだりがあるんですね。条約締結は、国境を越えた子連れ移動の対象としているが、その影響は国内の子連れ別居の事例にも重大な影響を与える懸念が大きい、このように書いておまして、先ほど申し上げました、子連れ別居なり合意形成の前にはまず子供を確保しろという弁護士の慣行、慣行といつか常識とまで書いておまして、それを、何といふんですか、正当化するといいますが、ハーグ条約の場合には合意なくして子供を連れ去つた場合には誘拐罪に当たる可能性が出てくる、日本の場合にはそういうふうな適用は通常されていませんので、刑法上の適用がないので、それをビジネスにする方がそれなりにいる、これ自体、やはり私は問題視すべきじゃないかと思っております。弁護士自治といえ、このような、全てが離婚ビジネスでお金のためとは言いませんけれども、実際にドメスティック・バイオレンスなりで逃げ帰ってきたかわいそうな親子がいるのも確かだと思えます。

ただ、やはりその実態の把握というのは、弁護士自治といえ、法務省としてもそれなりにや

ていただく必要はあると思っております。特に、これからハーグ条約に加盟する、しないの議論をするのであれば、実態把握、今の国内での子の連れ去りに関して弁護士がどのように関与しているのか等々を、恐らく実態把握されていないと思うんですけれども、弁護士自治ということで。今後、少なくともハーグ条約の加盟に向けてどういった問題事例が発生しているのか、あるいは発生していないのか、先ほど言いました虚偽のDVの申立てなり、こういったものがどれだけののか、あるいは面会交流の合意がなされたけれども、それが守られているのか、守られていないのか、そういった実態把握というのは今後すべきじゃないかと思うんですけれども、その辺について大臣の所見をお伺いいたします。

○榎内文城君 ありがとうございます。これで、もう時間もないので最後にいたします。改めて申し上げますけれども、やはり子の利益というのを考えましても、親権あるいは監護権の決定あるいは変更の場面に、例えば虚偽のDVの申立てがあったりとか、あるいは合意前に子の連れ去りを行ったと、あるいは面会交流を履行しない等々の事情がある場合には、やはり親権の所在、監護権の所在の変更等について実質的な公平な考慮をお願いしたいというふうに考えております。

○国務大臣(江田五月君) ハーグ条約というのはどういうものであるかといえますと、まず、遡及されないという、これは一つの原則で、それから国内の子の移動については適用されない、これはハーグ条約のそもそもの原則なんです。ですから、今委員が御指摘の日弁連の意見書、私はそれも見えておりますが、国内担保法にそのことをあえて書き込むということが、それも読めますが、別に書き込まなかったって、ハーグ条約上当然のことですから、これはその当然のことということをお日弁連さんが指摘をされたことだろうと思っております。

もうこれは大臣に言っても家庭裁判所の話なんですけど、制度的にも何かから政治の側でも対応しなくちゃいけない課題だということをお指摘申し上げて、質疑を終わります。

その上で、日本の弁護士は弁護士の独立した職権の行使、そして単位弁護士会に所属をして弁護士自治というもので行っていくという、そういう成り立ちになっておまして、そのこと自体は非常に重要なことで、その単位弁護士会の皆さんが全部集まって日本弁護士連合会というのをつくっておられ、これは弁護士という本当に大切な職種を担っている皆さんの自主的な自治を持った団体ですから、その皆さんの意見、動向、あるいはアドバイスなど、大切にしていきたいと思っております。

○委員長(浜田昌良君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、溝手頭止君が委員を辞任され、その補欠として熊谷大君が選任されました。

用や施設のファミリーソーシャルワーカー等による援助を行ったというのほだけになるんでしょうか。  
○政府参考人(石井淳子君) お答え申し上げます。五月二十三日まで回答のあった、取りあえず今の段階の結果でございますけど、六十九自治体のうちの四十三自治体の集計によりまして、全措置児童二千四百五十七件中、保護者指導を行ったものは千九百九十七件、九三・一％でございます。このうち、千九百九十七件のうち、特定のプログラムなどを活用したものは五百七十九件、二九・〇％でございます。さらに、その内訳をいたしまして、児童福祉法二十七条一項二号に規定する措置、いわゆるこれは行政処分として行われるものでございますが、それとして行われた特定の指導援助プログラムなどを活用したものが二十件、全体の二％。そして、児童福祉法に基づく措置以外で特定の指導援助プログラムなどを活用したものが九十七件で四・九％。さらに、児童福祉法二十七条一項二号に規定する措置として、施設のファミリーソーシャルワーカーなどを活用したものは〇件。児童福祉法に基づく措置以外で施設のファミリーソーシャルワーカーなどを活用したものが四百六十二件、全体の二二・一％ということになっております。

○井上哲士君 先日も紹介したんですが、これも未来財団が二〇〇六年に行った調査では、同様の場合に、児童養護施設では家族再統合に向けての援助は八・九％という数でしたから、時期が違うとはいえ、えらい数字が違うなと思って今日また聞いたんですが、特定のプログラム等の活用でいいますと三割弱ということでありました。

是非後押しをしたいということで各党議論をしていと思うので、何かいかに進んでいるというような数だけが出てくるのは私はいかがかなと思っております。やっぱり実態を正確に示して大いに議論をするということをお求めおきたいと思っております。

次に、懲戒権についてお聞きいたします。先日の参考人質疑の際に、しつけという概念は民法八百二十条の監護及び教育で全部見れるんじゃないかということをお聞きしますと、学界的一般的な見方はそうだとお答えでありました。法務省も、民法から懲戒権を削除しても、しつけは子の監護及び教育で十分に読めると、こういう見解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 懲戒権という文字を削除しても、監護、教育の一環としてしつけを行うことはできると思います。

○国務大臣(江田五月君) 御指摘のような特別のデータを持っているわけではありません。ただ、そういう主張が一般的になされると、これは時々出会うわけでありまして、直近でいえば、これは衆議院での審査の段階である委員から、条文を削除することは、必要なしつけまでも許されないという誤った考え、イデオロギーと言ってもいいかもしれません、こういうことを広げかねないわけですから、委員の方がこう言われているので、そういう意見はあるんだと思っております。データがあるわけじゃありません。

ただ、ハーグ条約について、それだけ日本中の

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。最後

○井上哲士君 先日も紹介したんですが、これも

○井上哲士君 国会図書館にもお願いして調べた